

平成 29 年度 南大隅町議会定例会 6 月会議 会議録（第 1 号）

招集年月日 平成 29 年 4 月 27 日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 平成 29 年 4 月 27 日 午前 10 時 00 分

開 議 平成 29 年 6 月 7 日 午前 10 時 00 分

応 召 議 員

1 番 浪 瀬 敦 郎 君	6 番 水 谷 俊 一 君	10 番 大 久 保 孝 司 君
2 番 松 元 勇 治 君	7 番 日 高 孝 壽 君	11 番 木 佐 貫 徳 和 君
3 番 津 崎 淳 子 君	8 番 大 坪 満 寿 子 君	12 番 川 原 拓 郎 君
5 番 後 藤 道 子 君	9 番 持 留 秋 男 君	13 番 大 村 明 雄 君

不応召議員 な し
 出席議員 全 員
 欠席議員 な し

職務の為の出席者：（議会事務局長）濱川 和弘 君 （書記）立神 久仁子 君

地方自治法第 121 条の規定による出席者

町 長	森 田 俊 彦 君	介護福祉課長	山 本 圭 一 君
副 町 長	白 川 順 二 君	経 済 課 長	川 元 俊 朗 君
教 育 長	山 崎 洋 一 君	教育振興課長	馬 見 塚 大 助 君
総 務 課 長	相 羽 康 徳 君	税 務 課 長	下 園 敬 二 君
支 所 長	山 野 良 慈 君	建 設 課 長	上 之 園 健 三 君
会 計 管 理 者	畦 地 耕 一 郎 君	町民保健課長	田 中 輝 政 君
企 画 課 長	尾 辻 正 美 君	総務課課長補佐	熊 之 細 等 君
観 光 課 長	打 越 昌 子 君	総務課財政係長	石 畑 光 紀 君

議 事 日 程： 別紙のとおり

会議録署名議員：（8 番）大坪 満寿子 君 （9 番）持留 秋男 君

議 事 の 経 過： 別紙のとおり

散 会 ： 平成 29 年 6 月 7 日 午後 1 時 14 分

議 事 日 程

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 審議期間の決定 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 報告第 1 号 | 南大隅町税条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第 5 | 報告第 2 号 | 南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第 6 | 報告第 3 号 | 平成 2 8 年度南大隅町一般会計補正予算（第 1 9 号）の専決処分について |
| 日程第 7 | 報告第 4 号 | 平成 2 8 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について |
| 日程第 8 | 報告第 5 号 | 平成 2 8 年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について |
| 日程第 9 | 報告第 6 号 | 平成 2 8 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について |
| 日程第 1 0 | 報告第 7 号 | 平成 2 8 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について |
| 日程第 1 1 | 報告第 8 号 | 平成 2 8 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分について |
| 日程第 1 2 | 報告第 9 号 | 平成 2 8 年度南大隅町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第 1 3 | 報告第 1 0 号 | 平成 2 8 年度南大隅町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第 1 4 | 議案第 4 号 | 南大隅町町長等の給与の特例に関する条例制定の件 |
| 日程第 1 5 | 議案第 5 号 | 請負契約（平成 2 9 年度南大隅町防災行政無線同報系デジタル化整備工事）の締結について議決を求める件 |

日程第 1 6	議案第 6 号	小・中学校コンピュータ機器購入契約の締結について 議決を求める件
日程第 1 7	議案第 7 号	町有林野の貸付について議会の議決を求める件
日程第 1 8	議案第 8 号	南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正 する条例制定の件
日程第 1 9	議案第 9 号	平成 2 9 年度南大隅町一般会計補正予算（第 2 号）に ついて
日程第 2 0	議案第 1 0 号	平成 2 9 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予 算（第 1 号）について
日程第 2 1	議案第 1 1 号	平成 2 9 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 2 2	議案第 1 2 号	平成 2 9 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘 定）特別会計補正予算（第 1 号）について

▼ 開 議

議長（大村明雄君）

ただいまから、平成２９年度 南大隅町議会定例会 ６月会議を開きます。

議事日程表により本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

▼ 日程第１ 会議録署名議員の指名

議長（大村明雄君）

日程第１ 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２１条の規定により、大坪満寿子さん、及び持留秋男君を指名します。

▼ 日程第２ 審議期間の決定

議長（大村明雄君）

日程第２ 審議期間の決定の件を議題とします。

６月会議の審議期間は、本日から６月２３日までの１７日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、６月会議の審議期間は、本日から６月２３日までの１７日間に決定しました。

▼ 日程第３ 諸般の報告

議長（大村明雄君）

日程第３ これから諸般の報告を行います。

本日までに受理した陳情は、お手元にお配りしました陳情書の写しのとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

一般的事項につきましては、お手元に印刷配付いたしておりますので、口頭報告を省略します。

▼日程第４ 報告第１号 南大隅町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

▼日程第５ 報告第２号 南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

- ▼日程第 6 報告第 3 号 平成 28 年度南大隅町一般会計補正予算（第 19 号）の専決処分について
- ▼日程第 7 報告第 4 号 平成 28 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について
- ▼日程第 8 報告第 5 号 平成 28 年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- ▼日程第 9 報告第 6 号 平成 28 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- ▼日程第 10 報告第 7 号 平成 28 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- ▼日程第 11 報告第 8 号 平成 28 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分について

議長（大村明雄君）

日程第 4 報告第 1 号 南大隅町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてから、日程第 11 報告第 8 号 平成 28 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分についてまで、以上 8 件を一括議題とします。

提出者より報告を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

おはようございます。

ただ今、一括報告となりました、報告第 1 号から報告第 8 号までの 8 件について、ご報告を申し上げます。

報告第 1 号は、南大隅町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本案は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令等が、平成 29 年 3 月 31 日にそれぞれ公布され、いずれも原則として同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、町民税・固定資産税・軽自動車税等に係る規定について、所要の改正を行い、去る 3 月 31 日に専決処分したものであります。

次に、報告第 2 号は、南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本案は、地方税法及び航空機燃料譲与税の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成 29 年 3 月 31 日にそれぞれ公布され、いずれも原則として同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正を行い、去る 3 月 31 日に専決処分したものであります。

次に、報告第 3 号は、平成 28 年度南大隅町一般会計補正予算（第 19 号）の専決処分についてでございます。

本案は、平成 28 年度の地方交付税、県補助金及び町債等が確定したことに伴い、最終の予算調整を行うため、去る 3 月 31 日に専決処分したものでございます。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 6 千 4 百 37 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 84 億 4 千 8 百 62 万 3 千円としたものでございます。

主なものとしましては、歳出予算では、「ふるさとおこし基金」へ積み立てを行い、歳入予算では、「地方交付税」及び「ふるさと納税寄付金」等を計上致しました。

また、「第2表 地方債補正」では、「合併特例事業」及び「地域情報通信設備整備事業」等の限度額の変更を行ったところでございます。

次に、報告第4号は、平成28年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4千6百75万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9千3百53万4千円としたものでございます。

主なものとしましては、歳出予算において、保険給付費等の決算見込みによる調整を行い、歳入予算では、国、県等の交付金及び基金繰入金の調整を行ったところでございます。

次に、報告第5号は、平成28年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1億4千5百32万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億5千5百79万7千円としたものでございます。

歳入歳出の主なものは、工事費確定による事業費の減額及びそれに伴う地方債の減額等でございます。

また、「第2表 地方債補正」では、簡易水道事業の限度額の変更を行ったところでございます。

次に、報告第6号は、平成28年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、25万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億3千6百83万7千円としたものでございます。

主なものとしましては、不用額の減額と、それに伴う県補助金、一般会計繰入金等の調整であります。

次に、報告第7号は、平成28年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1千4百97万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億7千5百66万9千円としたものであります。

主なものとしましては、保険給付費等不用額の減額とこれに伴う基金繰入金等の減額であります。

次に、報告第8号は、平成28年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ35万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億3千8百72万8千円としたものであります。

主なものとしましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増額と、これに伴う繰入金の増額であります。

詳細につきましては、担当課長に報告させます。

総務課長（相羽康德君）

それでは、報告第3号 平成28年度 一般会計補正予算（第19号）について、ご説明いたします。

まず、1 ページでございます。

平成28年度 南大隅町一般会計補正予算（第19号）

平成28年度 南大隅町の一般会計補正予算（第19号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6千4百37万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億4千8百62万3千円とする。

2、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

5 ページをお開きください。

第2表 地方債補正は、それぞれ事業費の確定による限度額の変更を行ったものでございます。

今回、限度額について、合併特例事業を1億8千7百30万円に、過疎地域自立促進特別事業を1億8百万円に、地域情報通信設備整備事業を1億2千5百万円に、道路橋梁事業を3億6千7百60万円に、住宅建設事業を4千1百40万円に、防災行政無線整備事業を2億9千8百70万円に、災害復旧事業を1千4百30万円に、保育所等整備事業を6百20万円に変更し、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と変更ございません。

9 ページをお願いいたします。

歳入につきましては、主に予算確定等に伴う調整を行ったものでございます。

10 ページをお願いいたします。

10 款 地方交付税につきましては、今回普通交付税に7千8百86万5千円を、特別交付税に8千1万2千円を計上し、1億円の留保をいたしております。

続いて15 ページをお願いいたします。

歳出でございますが、それぞれ精算見込みによる調整をしております。

詳細につきましては、それぞれ表記してございますので、お目通しをお願いいたします。

なお、調整後の剰余金につきましては、15 ページ、2 款 総務費、1 項 総務管理費、13 目 減債基金費に3千5百2万3千円を計上したものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

町民保健課長（田中輝政君）

次に、報告第4号の南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1 ページをお開きください。

平成28年度 南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

平成28年度 南大隅町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4千6百75万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9千3百53万4千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6 ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、主なものにつきましてご説明いたします。

3 款 国庫支出金、1 目 療養給付費等負担金 3 百 62 万 5 千円を増額いたします。
保険給付等に係る追加交付決定に伴うものでございます。

3 款 国庫支出金、2 項 国庫補助金、1 目 財政調整交付金、1 節 普通調整交付金 3 百 8 万 8 千円の増額、2 節 特別調整交付金 1 百 33 万 7 千円の増額は、追加交付決定によるものでございます。

6 款 県支出金、1 目 県財政調整交付金、1 節 普通県調整交付金 7 百 81 万 6 千円の減額、2 節 特別県調整交付金 1 千 4 百 44 万 7 千円の増額は、追加交付決定によるものでございます。

9 款 繰入金、1 目 一般会計繰入金 3 千 31 万 6 千円を減額いたします。
負担金、補助金等の増額及び歳出の減によるものでございます。

9 款 繰入金、1 目 基金繰入金 3 千 51 万 5 千円を減額いたします。
歳出減額等に伴うものでございます。

7 ページをお開きください。

歳出をご説明いたします。

2 款 保険給付費、1 項 療養諸費、1 目 一般被保険者療養給付費 3 千 2 百 6 万
円を減額。2 目 退職被保険者等療養給付費 2 百万円を減額いたします。保険給付費の
決算見込みによる調整減でございます。

2 款 保険給付費、2 項 高額療養費、1 目 一般被保険者高額療養費 5 百 98 万 9
千円を減額いたします。
高額療養費の決算見込みによる調整減でございます。

8 ページをお開きください。

8 款 保健事業費、1 項 特定健康診査等事業費、1 目 特定健康診査等事業費
1 百 61 万 2 千円を減額いたします。
健診事業に係る決算見込みによる調整減でございます。

8 款 保健事業費、2 項 保健事業費、2 目 医療費適正化特別対策費 4 百 22 万 8
千円を減額いたします。

医療費適正化特別対策に係る謝金、費用弁償等の決算見込みによる調整減でございます。

以上で、報告第 4 号の説明を終わります。

建設課長（上之園健三君）

それでは、報告第 5 号 南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分についてご説明いたします。

予算書は 1 ページをお願いいたします。

平成 28 年度 南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 28 年度、南大隅町の簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 4 千 5 百 32 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 5 千 5 百 79 万 7 千円とする。

2、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

4 ページをお願いいたします。

第2表 地方債の補正でございます。

事業費の確定に伴い、限度額の変更を行うものでございます。

起債の目的は簡易水道事業、起債の限度額を2億7千8百60万円から9千3百20万円減額し、1億8千5百40万円に変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございます。

7 ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出ともに28年度の事業費確定に伴います増減調整をお願いするものでございますが、まず歳入についてご説明いたします。

2款 国庫支出金、1項 国庫補助金、1目の簡易水道費国庫補助金でございますが、佐多地区簡易水道統合事業に係る国庫補助金の交付決定に対する調整でございます。当初1億6千4百32万円を見込んでおりましたが、国費の配分減に伴い5千7百95万6千円減の1億6百36万4千円の交付額でございました。

4款 繰入金、1項 一般会計繰入金につきましては、国庫補助金の減額に伴う財源調整として5百82万7千円を追加するものでございます。

7款 町債、1項 町債、1目 簡易水道事業債につきましては、事業費の減に伴い、起債限度額同様の9千3百20万円を減額するものでございます。

8 ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

1款 総務費、1項 総務管理費、2目 簡易水道管理費の旅費から工事請負費までいずれも執行残でございますが、13の委託料につきましては、炭屋地区配水管布設替工事の1工区、2工区の設計委託の執行残、15の工事請負費につきましては、炭屋地区及び龍淵寺越線配水管布設替と佐多地区の簡易水道統合事業の国庫補助金配分減により、次年度送りとしたしました工事費を含む執行残でございます。

以上、ご報告申し上げますので、よろしくお願いいたします。

支所長（山野良慈君）

それでは、報告第6号 診療所事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

まず、1 ページをお願いいたします。

報告第6号 平成28年度 南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）

平成28年度 南大隅町の診療所事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3千6百83万7千円とする。

2、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款 使用料及び手数料から5款 諸収入まで、それぞれ辺塚診療所、県医療施設運営費補助金の確定に伴う、調整を行っております。

続きまして、7 ページをお願いします。

歳出でございますが、各予算費目の細目について、辺塚診療所不用額の調整を行っております。

詳細につきましてはそれぞれ表記しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

介護福祉課長（山本圭一君）

それでは、報告第7号 平成28年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

まず、1ページをお願いいたします。

平成28年度 南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）

平成28年度 南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千4百97万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7千5百66万9千円とする。

2、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお開きください。

歳入につきましては、28年度の事業費確定に伴う調整を行ったところでございます。このうち、主な項目について説明いたします。

4款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 調整交付金でございますが、追加交付決定及び交付確定を受け、1千3百83万円を増額し、総額1億6千3百83万円に編成させていただくものです。

次に、7ページをご覧ください。

7款 繰入金、2項 基金繰入金、1目 介護保険基金繰入金でございますが、事業費の確定に伴い、介護保険基金からの繰入金を1千8百87万6千円減額するものでございます。

次に、8ページをお願いします。

歳出でございますが、それぞれ決算見込みに伴う減額調整を行ったところでございます。

なお、説明欄に財源更正と記載されているものにつきましては、事業費の変更はございませんが、国、県及び支払い基金からの交付を受けて一般財源を減額する財源更正を行ったものでございます。

以上、ご報告いたします。

町民保健課長（田中輝政君）

次に、報告第8号の南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、ご説明をいたします。

1ページをお開きください。

平成28年度 南大隅町 後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度 南大隅町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億3千8百72万8千円とする。

2、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7ページをお開きください。

今回、歳出予算に2款 1項 1目 後期高齢者医療広域連合納付金に広域連合への負担金といたしまして35万1千円を計上し、歳入につきましては、事務費等繰入金を計上いたしました。

以上で、報告第8号の説明を終わります。

議長（大村明雄君）

ただいま報告がありました報告第1号から報告第8号について質疑はありませんか。

6番（水谷俊一君）

一般会計補正予算（第19号）

15ページですね。

歳出 企画費 記念品8万3千円と手数料の支出があるんですが、

（「8万3百円。」と議長より声あり。）

8万3百円と手数料の支出があるんですが、この内容を、

（「8千30万。」と議長より声あり。）

説明をお願いいたします。

町長（森田俊彦君）

企画課長が答弁いたします。

企画課長（尾辻正美君）

企画費歳出の内訳ですが、今回歳入の方でふるさと納税寄附金を計上しております。それに伴う歳出でございまして、60ポイントのこの記念品代、それが報償費でございます。

あと、12手数料につきましては、JTBそれにトラストバンク等への寄附額に対する9%、1%等の手数料を計上したものでございます。

6番（水谷俊一君）

ということは、これは決算をしてからの全て支出ということではないとできないという考え方で、専決でしないとできなかったという考え方でよろしいですか。

企画課長（尾辻正美君）

おっしゃるとおりでございます。

歳入が確定してからの歳出確定ということでございますので、専決処分をさせていただきました。

議長（大村明雄君）

よろしいですか。

他に質疑ありませんか。ありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

▼日程第 12 報告第 9 号 平成 28 年度南大隅町一般会計繰越明許費繰越計算書について

▼日程第 13 報告第 10 号 平成 28 年度南大隅町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

議長（大村明雄君）

日程第 12 報告第 9 号 平成 28 年度南大隅町一般会計繰越明許費繰越計算書について、及び、日程第 13 報告第 10 号 平成 28 年度南大隅町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、以上 2 件を一括議題とします。

ただいま議題となりました 2 件について、町長からお手元に配付のとおり報告がありました。

これについて質疑はありませんか。ありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

▼日程第 14 議案第 4 号 南大隅町町長等の給与の特例に関する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第 14 議案第 4 号 南大隅町町長等の給与の特例に関する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第 4 号は、南大隅町町長等の給与の特例に関する条例制定の件についてであります。

本案は、平成 29 年 5 月 24 日付けで懲戒処分とした職員の管理監督責任として、町長の給与月額「100 分の 30」、副町長の給与月額「100 分の 20」を 3 ヶ月間、それぞれ減額するものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第４号 南大隅町町長等の給与の特例に関する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第４号 南大隅町町長等の給与の特例に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼日程第１５ 議案第５号 請負契約（平成２９年度南大隅町防災行政無線同報系デジタル化整備工事）の締結について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第１５ 議案第５号 請負契約（平成２９年度南大隅町防災行政無線同報系デジタル化整備工事）の締結について議決を求める件を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第５号は、平成２９年度南大隅町防災行政無線同報系デジタル化整備工事の請負契約の締結について議決を求める件であります。
本案は、平成２９年度南大隅町防災行政無線同報系デジタル化整備工事の請負契約に

つき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

- 1、契約の目的は、平成29年度 南大隅町防災行政無線同報系デジタル化整備工事
- 2、契約の方法は、指名競争入札
- 3、契約金額は、2億9千3百76万円
- 4、契約の相手方は、鹿児島市東開町4番地79

株式会社 川北電工 代表取締役 田中陽一郎でございます。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第5号 請負契約（平成29年度南大隅町防災行政無線同報系デジタル化整備工事）の締結について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 請負契約（平成29年度南大隅町防災行政無線同報系デジタル化整備工事）の締結について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

▼日程第16 議案第6号 小・中学校コンピュータ機器購入契約の締結について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第16 議案第6号 小・中学校コンピュータ機器購入契約の締結について議決

を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第6号は、小・中学校コンピュータ機器購入契約の締結について議決を求める件であります。

本案は、小・中学校コンピュータ機器購入契約につき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

- 1、契約の目的は、小・中学校コンピュータ機器購入
- 2、契約の方法は、随意契約
- 3、契約金額は、6百45万7千4百82円
- 4、契約の相手方は、鹿児島市易居町1番33号
富士電通 株式会社 代表取締役社長、福川修二でございます。
よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第6号 小・中学校コンピュータ機器購入契約の締結について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号 小・中学校コンピュータ機器購入契約の締結について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

▼日程第 17 議案第 7 号 町有林野の貸付について議会の議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第 17 議案第 7 号 町有林野の貸付について議会の議決を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第 7 号は、町有林野の貸付について議会の議決を求める件であります。

本案は、町有林野の貸付につき、南大隅町有林野管理条例第 33 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

- 1、土地の所在地は、根占横別府大鹿倉 24 林班
- 2、貸付の相手は、南大隅町根占川北 8559 番地 1
根占しきみ生産組合 組合長 大塚成章
- 3、貸付地の使用目的は、特用林産物樹木造成地として使用
- 4、貸付面積は、4.52 ヘクタール
- 5、貸付料は、年間 6 千 7 百 80 円
- 6、貸付期間は、平成 29 年 7 月 1 日から平成 39 年 6 月 30 日まででございます。
よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 7 号 町有林野の貸付について議会の議決を求める件を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 町有林野の貸付について議会の議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

▼日程第18 議案第8号 南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第18 議案第8号 南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第8号は、南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

本案は、近年、頻発する豪雨や地震など想定を超える災害に対し、防災の専門性を持った人材を防災専門監として委嘱し、防災力の充実強化を図るものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第8号 南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

10 : 58

～

11 : 10

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

▼日程第19 議案第9号 平成29年度 南大隅町一般会計補正予算(第2号)について

▼日程第20 議案第10号 平成29年度 南大隅町国民健康健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について

▼日程第21 議案第11号 平成29年度 南大隅町診療所事業特別会計補正予算(第1号)について

▼日程第22 議案第12号 平成29年度 南大隅町介護保険事業(サービス事業勘定) 特別会計補正予算(第1号)について

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19 議案第9号 平成29年度南大隅町一般会計補正予算(第2号)について、日程第20 議案第10号 平成29年度南大隅町国民健康健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、日程第21 議案第11号 平成29年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算(第1号)について、日程第22 議案第12号 平成29年度南大隅町介護保険事業(サービス事業勘定) 特別会計補正予算(第1号)について。

以上4件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長（森田俊彦君）

ただいま、一括提案となりました議案第9号から、議案第12号までの提案理由と併せまして、まず冒頭3期目就任にあたり、私の所信の一端を述べさせていただき、今後の町政運営に関します、基本的な考え方と施政方針を説明させていただきます。

本年4月の南大隅町長選におきまして、私、森田俊彦は南大隅町第二代町長として、町民多くの負託を受け、3期目の当選をさせていただきました。

町民皆様のご支援により心より感謝申し上げ、今後とも町民の皆様をはじめ、議員各位のご支援、お力添えを賜り、職員と共に町政運営の誠実かつ着実な遂行に邁進していきたいと考えてますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

これまで2期8年、町政の舵取りを任せていただきました。その間、それぞれの立場で施策に対するご意見、ご指導をいただきながら、誠心誠意、職務に精励してきたところでございます。

特に、町民の皆様のご協力をいただき、財政再建を成し、これまでに掲げてきたマニフェストは、ほぼ達成することができたと自負いたしております。

施策遂行の基本として、まずは民間感覚の目線での財政運営の健全化に向けた予算執行のあり方として、各種事業導入体系の見直しによる一般財源持出しの抑制、新規採用職員の抑制による人件費の大幅な削減、地域担当職員制度等の導入による自治会機能サポートでの、効率・効果的な財政運営に努めてきたところであります。

また、これまでの具体的施策の展開としては、子育て支援日本一を目指し、「子育て支援特別手当の拡充」、「18歳到達時までの子供医療費の全額助成」、「保護者の給食費負担軽減を図るための給食費月額一律千円」、「女性消防隊の配置」、「婚活事業」、「東海南大隅会の設立」、高齢者の不安解消のための「広域サロン拠点整備事業」、「緊急通報サポート事業」、「自治会チャレンジ創生事業」、「住み続ける住宅助成事業」、「プレミアム商品券発行事業」、「おおすみまると観光案内板整備事業」、「大隅半島フラワービュー創出事業」、「南大隅高校生徒寮整備事業」、「佐多地区超高速ブロードバンド基盤整備事業」、「地域特産物導入推進事業」、「産業振興支援事業」等の各種事業を実施してきたところであります。

特に、子育て施策につきましては、他に先駆けての「子育て支援日本一」を目指し、大きく評価して頂いており、多岐にわたる施策展開に日々奔走した成果として、私なりに自負し、ほぼ堅調な行財政運営ができたものと考えており、3期目への更なる基盤づくりができたものと位置づけております。

これまでの8年間、県内外はもとより町内各地・各所を訪問させていただくなか、現実を目の当たりにする産業構造の問題や地域課題として、高齢化や独居世帯対策として、多種多様な要望を賜りました。

過疎高齢化は容赦なく進んでいくものの、町民の皆様方からのご意見を賜った旨を総括いたしますと、やはりまだまだ行政の手の届かない過疎地や情報の過疎があつてはならないと、大きく痛感した次第であります。

このような状況の中、引き続き「三本柱プラス観光」の施策拡充を強く推進する中、若者が将来に向かって夢を持って働ける経済基盤の構築が、言うまでもなく本町喫緊の課題であることを、これまでの経験の中で十分に認識致したところであります。

これからの4年間、やらなければならないことが目白押しであります。

私は、政策の基本に「町民が主役」を掲げ、町民お一人おひとりのご意見を大切にし、一人ひとりの個性を生かし、町民誰でもリーダーに成り得るまちづくりに取り組んでま

います。そして、「南大隅町に住んでよかった」「住み続けたい」と実感できる居住環境の町をつくりたいと考えています。

今後の4年間は、南大隅町が飛躍するタイミングであり、10年後、20年後の本町を左右する非常に重要な期間であります。

観光産業においては、佐多岬や雄川の滝の改修が平成30年度には、ほぼ完成します。加えてNHK大河ドラマ「西郷どん」の放映が決定しており、この好機を最大限に生かせるような体制づくりに取組んでまいります。

また、観光産業が確立することで、相乗効果として本町の農林水産業が活性化され、新たな起業家が生まれ、結果として町民一人ひとりの収益が向上することを期待しています。

本町の保有する基金残高は90億円を超え、県下町村第1位であります。今後は、町民の皆様へ還元すべく、公平公正に全ての町民へ恩恵が行き届き、本町に住んでいる人が「生活しやすい」と思える施策の事業化に取組んでまいります。

私は、平成21年4月町長に就任してから、「農商工連携」「定住促進」「健康づくり」を施策の3本柱として取組んでまいりました。今後もこの「3本柱プラス観光」を基軸にして、町民の皆様と一緒に作りあげた「マニフェスト」を中心に町政運営を行ってまいります。

施策の基本大綱につきましては、3月定例会において、骨格予算でありましたが、その中で述べさせていただきましたので、一部割愛させていただき、3期目当選後におきます私の新たな具体的施策展開につきまして、説明させていただきます。

3期目スタートにあたり、まずは町の現状認識といたしまして、これまでも機会あるごとに申上げてきておりますが、人口減少への課題、高齢化への対応、産業構造の変遷、行財政の経緯等、全国的な趨勢でもありますが、今後におきましては、厳しい町政並びに行財政運営を強いられる事は必至であり、十分に承知いたしております。

当初予算でも申し上げましたが、現在の財政運営は概ね健全・堅調に推移しております。しかしながら、少子高齢化に伴う扶助費の増大や平成31年度には合併による有利な地方債である「合併特例債」及び普通交付税の合併特例期間が終了を迎えることから、引き続き効率・効果的な節約型財政運営に努める必要があります。

次に、歳出における分野ごとの概要についてであります。

まず、第一次産業の農林水産業振興についてであります。

本町の基幹産業であります農業・漁業・林業など第一次産業につきましては、昨今、後継者不足や価格低迷等による経営不安定などで一部影響もありますが、これまでもそれぞれの地域で第一次産業の従事者の方々が、地域振興、地域活性化のために頑張られておられます。

地域を担う農林水産業従事者の存在は、なくてはならない財産であり、私は引続き農業をはじめとする一次産業の振興は重点課題として取組み、生産性が高く経営が安定した持続性のある農業環境の構築で今頑張っておられる方々を支援し、魅力ある農業経営の発展で移住・定住にもつなげてまいります。

混迷が続く環太平洋経済連携協定TPPについては、アメリカの離脱により、情勢は混沌としておりますが、参加11ヶ国が協議されております事案につきましては、大きな危機感を抱いているところでもあります。第一次産業は、本町の基幹産業であることから、今後の協定等推移を注視しながら、地に足のついた農林水産業施策を実施していきたいと考えています。

このため、地域に密着した産業である農林水産業の成長産業化を進め、長期的安定経営の推移や発展と、本地域ならではの温暖な気候を生かした特産品目の安定的供給ルー

トの構築、高齢農家の所得向上に向けた労力軽減作物の推奨、人材・農畜産施設の利活用バンクの創設、有害鳥獣害対策の抜本的見直し・六次産業化を進めてまいります。

これらの施策を進めるためには、関係機関との連携により質の高い経営体を構築し、生産所得向上施策、就業者確保施策、有害鳥獣被害対策等の着実な推進に努める必要があります。

具体的には、日本型直接支払制度交付金、生産基盤整備事業の活用、第一次産業成長化支援、農産物等生産条件整備、農業者入植促進事業、農業次世代人材投資事業、新規就農者研修制度の運用、農業法人化を推進していきます。

深刻化する、鳥獣被害対策につきましては、国の抜本的な鳥獣捕獲強化対策であるように、平成35年度までにイノシシ等の個体数を半減させることとしています。本町の取り組みとしては、「追い払い」、「侵入防止」、「捕獲」を強化し、特に「捕獲」については、狩猟免許取得者の増加を図るため、「免許取得経費」及び「登録経費等」の助成を行うとともに、箱ワナの貸し出し、大型の「囲いワナ」の設置助成、指定管理鳥獣捕獲等事業への取組みなど、有害鳥獣の捕獲数増加策を推進します。また、捕獲後の獣肉処理が可能な施設建設等の検討も併せて取組んでまいります。

また、来訪者と生産者がふれあい、本町の第一次産品の販売・PRを行う場として、引続き、ふるさと祭り、ふれあい地産地消フェアを中心としたイベントを開催し、地産地消・地産来消の取組みを進めてまいります。

本町の平成28年農林水産業生産額は現時点で、耕種部門は雪害、台風16号の影響で前年比20パーセント減の18億円、畜産部門は仔牛の高値取引が続いていることから6億円増の93億円、水産・林業部門は5億円減の37億円で、総額148億円と見込んでおります。

平成29年度は、数値目標総額を160億円以上としており、農林水産業の成長産業化を進め、生産額の更なる増加と就業者の所得向上を図るため、「南大隅町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「南大隅町農業振興ビジョン」に定める施策を進めてまいります。

また、改正農業委員会法による、新体制への円滑な移行を進めます。農業委員と今回新たに農地利用最適化推進委員が加わることから情報共有を図りながら、効果的・効率的な活動を推進してまいります。農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に併せて、農地転用許可制度の適正な運用を図り、農地パトロール等の強化により、農地の荒廃を防止し、害獣被害の軽減に努めます。

本町の耕種農業の基幹作目であるかごしまブランドのバレイショ振興につきましては、JA選果場施設が更新されたことから、本町、生産者支援として共済掛金の助成を実施し、加入率向上を図ることで、災害時の生産者の所得安定と作付面積の維持拡大を図ります。

また、東京農業大学、鹿児島大学との連携により、農林水産物の加工技術、流通・販売、認証制度への取組みを進めます。

なお、産業振興基金を活用し、第一次産業成長化支援事業の拡充。オリンピックや国体開催に向けた対外的な信用度・認知度向上の為、GAP（ギャップ）などの認証制度への推進。農林水産業就業者の高齢化による次世代への事業継承や経営革新、及び雇用確保に繋げる法人化推進を図ります。

新規就農者を含む第一次産業就業者向け住宅支援につきましては、現在、企画課・観光課・経済課・建設課による四課連携により協議を進めております。「さきがけ」や漁業、商工会等の若者等に向け、女性の視点を含めアンケート調査を実施しておりますの

で、今後動向を分析して、対象者のニーズに寄り添う支援策を検討し、必要があれば産業振興基金を活用していく考えです。

畜産業の振興につきましては、仔牛価格の高騰が続いており、養豚・ブロイラーの経営状態も良好な状態ではありますが、家畜伝染病の防疫に努め、畜産経営環境の整備を進めてまいります。また、9月に宮城県で開催されます全国和牛能力共進会に向けた取組み強化と、次回鹿児島大会を見据えた南大隅牛の優良銘柄の確立を進めてまいります。

林業の振興につきましては、本町の民有人工林は7割が伐期を迎えています。県内外では、大手製材工場、木質バイオマス発電所の稼動により、木材需要が急増していることから、中間土場を活用した直送等地域材流通改革を計画しています。これにより、これまでの地域材や林地に放置されていた未利用材も活用が期待され、施設整備を一体的に行い事業量を増大し、雇用促進、所得の向上を図り、地域の活性化を推進していきます。

水産業の振興につきましては、各補助事業を活用し養殖漁業及び沿岸漁業の振興を引続き図ってまいります。また、平成26年度から試験養殖として取組んでまいりましたイワガキにつきましては、種苗の育成状況を見極めながら、出荷販売に向け、漁業関係者及び関係部署と連携し、新たな観光スポットを構築できればと考えております。今後も、漁業者及び漁業協同組合の経営安定化と漁業資源の開発・育成・保全・有利な流通開拓に努めてまいります。

本町の観光振興施策は、佐多岬整備や雄川の滝整備を大きな柱として、平成25年度に策定した南大隅町観光振興基本計画を踏まえ、観光協会や国、県のほか、大隅、指宿地域の市町や広域団体など関係機関とも連携を図りながら積極的に取組んでまいります。

佐多岬整備につきましては、平成28年度から展望台や遊歩道など本格的な工事がスタートして、概ね平成30年末の完成が予定されております。このような中、県において整備が進められている公園エントランス付近の工事が間もなく完了することから、7月22日に鹿児島県と合同による供用式典を開催し、一般開放することとしております。

具体的な施設概要は、観光案内所、物産販売施設、休憩スペース、トイレ機能、駐車場になりますが、来訪者の利便性が大きく高まるものと期待しております。

佐多岬は、本町はもとより大隅半島において観光振興上極めて重要な観光資源であり、今後も関係機関との緊密な連携を図り、展望台などの早期完成に向け着実な進捗管理に努めてまいります。

このような中、鹿児島県観光連盟ホームページにおける、県内の観光スポット人気ランキングに、雄川の滝が第1位、佐多岬が第7位にランキングされており、本町の観光地としての認知度が大きく伸びるとともに注目されております。

本年5月のゴールデンウィークの期間中の入込客数は、天候がおもわしくなかったにも関わらず、前年を上回る実績となっている状況である。

また、佐多岬におきましては、本格的な工事が進む中、一部立ち入れないことへの苦情が聞かれたものの、来訪されたお客様からは感動の声が聞こえ、整備完了後に家族・友人を連れて再訪したいとの声も多く聞かれたところです。

現在、佐多岬や雄川の滝整備が本格的に進む中、受入体制等におきましては、様々な課題も見えてきておりますが、一つ一つ丁寧に取り組み、事業完成による本町の観光地としての魅力を最大限発信することで、再訪したくなるような観光地を目指していく所存であります。

次に、本町の観光まちづくりを担う中心的な組織として発足した、南大隅町観光協会では3年目の運営を迎え、観光ポータルサイトとなるホームページの運用、観光おもてなしPR車の運営、佐多岬・雄川の滝における繁忙期の受入体制、プロデューサー招聘

事業などに、着実に取組んでいただいております。

また、本年5月に行われた通常総会において、ワンストップ窓口として休日にも対応できる観光案内所の機能を検討・整備することが確認されております。観光情報の問い合わせや来訪者への窓口強化、さらには、自立的な組織運営体制の構築に向け、町としましても積極的に支援していく所存でございます。

本年4月に、「もう一つの大隅と薩摩の架け橋」として民間事業者による高速船なんきゅう10号が根占・指宿港間に新たに就航しました。この高速船は、現在のフェリーに比べて片道の所要時間が30分短縮され、約20分で両半島を結び、南薩との距離がぐっと縮まるとともに、なんきゅうフェリーに比べて、欠航が少なくなる利点があり、両半島の往来の利便性が高まり、観光振興がさらに加速するものと考えております。

このような中、本町におきましては高速船の就航に併せ、4月29日から佐多岬等の観光地を巡る無料周遊バスを9月末まで毎日1本運行することとしております。ゴールデンウィークの利用者は、小型バス定員27名に対して、平均23名の乗車数となっており、高速船を利用した方が多くを占めております。

また、この周遊バスは、町の観光ニーズを把握するための実証運行で昼食や買い物を地元商店街で各自、自由に巡っていただくこととしており、佐多岬のグランドオープンに向け、飲食店など観光事業者の受入体制を強化することも念頭においております。

今後もこの事業に取組む中では、様々な課題が見えてくるものと考えておりますが、引続き関係機関と連携しながら本町における二次交通対策も含め、来訪者の利便性や受入体制を確立する取組を深めてまいります。

次に、佐多岬の玄関口にある佐多岬ふれあいセンターは、6月から新たな指定管理者による運営が始動しております。民間の持つ質の高いサービスの提供と事業者が得意とするイベントプランにより、これまで以上の集客を期待しているところであります。また、佐多岬整備が完成することにより大幅に観光客が増えることが予想されることから、地域の資源を活用した地元ならではの飲食メニューや加工品の提供など必要な協力体制を相互に検討してまいりたいと考えております。

地域活性化につきましては、第2次総合振興計画の進捗管理に努め、重点戦略として定める、南大隅町で、「暮らす」、「働く」、「もてなす」、「癒す」施策を効率的に実施するため、実施計画である過疎計画の調整、辺地対策事業など、ハード・ソフト事業実施のための有利な財源の確保にも努めてまいります。

公共交通体系につきましては、関係機関及び広域行政組織と連携し、陸上・海上交通の利便性向上と安定的な運行対策に取り組んでまいります。

地域コミュニティの振興につきましては、引続き、企画提案型まちづくり事業を実施するとともに、地域担当職員、協定締結大学の協力により、地域住民の主体的な取組みを支援する方策を検討してまいります。

地方創生につきましては、総合戦略事業の進捗管理とブロンズ就業支援、本町に適した企業立地施策に向けた取組みを進めてまいります。

ふるさと納税につきましては、総務省通知を踏まえながら、関係課、関係機関と連携し町内産品等の活用を進めます。また、地域再生計画の策定により、企業版ふるさと納税の取り組みを進めるとともに、地域振興に向け、本町を広く全国にPRするため、県内外の町人会と連携し、本町を舞台とする映画作成について検討してまいります。

本町の主要観光施設の完成、到来する「鹿児島国体」、「東京オリンピック、パラリンピック」の開催に向け、本町を広くアピールし、農商工と観光の連携により、物流・人流の活性化と本町への移住・定住施策への取組みを進めてまいります。

続いて土木関連でございますが、第2次総合振興計画の骨子に基づき自然環境と共有

する基盤整備と地域経済・産業の発展を目指し、安心・安全なライフラインの整備に加え、町民の安全な暮らしを確保するため、道路整備につきましては、安全性や利便性を考慮し、計画的な維持管理を図るとともに、佐多岬観光再開発に同調した景観整備を進めてまいります。

幹線道路の整備としましては、国道269号線伊座敷トンネルが貫通しましたが、今後は、早期開通に向けて国・県への要望を継続的に行ってまいります。また、大隅縦貫道整備と連動した主要地方道鹿屋吾平佐多線の横別府地区から大中尾地区間を地域高規格道路2期地区の候補路線から計画路線への格上げ、更に、県道辺塚根占線の整備促進につきましては、関係機関への要望を重点取り組みとして進めてまいります。

本年度の主な追加事業であります、町道新設改良事業につきましては、佐多岬再開発に合わせ「佐多岬公園線の道路改良舗装」、雄川の滝への安全性確保のため「発電所線の道路改良舗装」をはじめ、8路線の整備を進めてまいります。

また、道路維持事業としましては、「横別府中央線」、「瀬戸山尾崎線」など、地域住民の生活道としての安全性、利便性を確保するため、根占地区7路線、佐多地区8路線の路面補修や側溝補修工事を進めてまいります。

更に、道路維持、修繕につきましては、災害や経年劣化等による破損箇所など、地域の要望に迅速に対応し、可能な限り要望に沿った補修修繕を実施してまいります。

また、佐多岬観光に向けた景観形成事業としましては、大隅地域振興局等のご支援を頂きながら、佐多街道のフラワーロード整備に引続き取り組み、本年度は薬草園前及び尾波瀬トンネル出口周辺の花壇整備を実施し通行人に喜ばれる景観づくりを進めてまいります。

次に、農地・農業用施設の整備等についてであります、これまでに引続き、農作業軽減支援事業等による維持補修や原材料等の支援及び農道の計画的整備を行うことにより、農業従事者が効率的で安全性の高い営農活動を展開できるよう推進してまいります。

次に、住宅環境整備につきましては、子育て世代や高齢者等にとって快適な住宅環境の質の向上を目指し、本年度も引続き「住み続ける住宅助成事業」の推進を図り、定住促進の一助となるよう努めてまいります。

また、町営・公営住宅の整備につきましては、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、本年度は、「公営まち住宅」の第2期工事としまして、世帯用1棟2戸、単身用1棟2戸を新築するとともに、横馬場住宅の建替え計画に伴う設計業務に着手し、住宅ストックの整備を進めてまいります。

次に、簡易水道事業についてであります、水道事業は人が生活を営む上で最も重要なインフラの一つであることは言うまでもありません。安心で安定した給水を持続するため、引続き、国庫補助事業等を活用し「佐多地区簡易水道統合事業」や老朽化した施設の布設替え、及び、関連施設の更新・改良を計画的かつ効率的に進め、水量確保と事業経営の安定化に努めてまいります。

町政推進の要は、やはり行政機能の円滑な運営であり、4月に行政機構の一部見直しとしまして、企画・観光部門の充実を図るため、「企画観光課」を「企画課」と「観光課」に分離しましたが、それぞれの立場において、効率的に地域課題に対応できるよう業務体系が確立できたものと考えております。

職員数は現在123名となり、類似団体と比較しても標準を下回っている状況であります。今後3年間で定年退職予定者が17名に達しますので、行政内部の執務に支障の無いよう、今後においては職員数減少により行政サービスの低下を招かないよう、今後の退職者数を鑑み、新規採用も行っていく考えであります。

特に、基幹産業である一次産業振興のための農業技術職や土木技術職につきましては、

今年度採用試験を予定しており、専門技術職員をはじめ、今後の南大隅町を担う人材の確保を図ってまいります。

自治会等への支援につきましては、「自治会チャレンジ創生事業補助金」、「地域振興施設整備事業補助金」に加え、新たに新設の「元気みなぎる町民補助金」を創設いたしました。

町民の高齢化に伴い第一線を勇退され、年金生活者の世帯が多くなっている自治会の現状を踏まえると、毎月の自治会費や公的負担金等が家計を圧迫していることが実情であると認識しております。

町民の方々へ補助金として自治会への支援を行い、自治会機能の活性化と町民の各種負担軽減を図るものであります。

財産管理につきましては、町有建物の有効活用推進を目的とし、旧普及所を明治維新150周年記念事業に伴う「展示展」開催のためリニューアルしてまいります。併せて、利用者の利便性を考慮した施設の改修を図り、町の玄関口でもあり、利便性の高い環境に立地している本施設を、今後有効活用できるよう施設改修を図ってまいります。

庁舎の耐震化につきましては、現在までの町政座談会等で多くのご意見・ご要望を賜りました。合併特例債の活用期限も限られていることから、早い段階で方向性を決定し、整備を進めてまいりたいと考えております。

消防防災対策につきましては、過疎高齢化による独居老人の増加や生活様式の変化により、災害の潜在的な危険性は高まり、また、豪雨や地震などこれまでの想定を超えるような災害が全国各地で発生しております。これに対し、防災の専門知識を持った人材を「防災専門監」として配置し、平時には地域防災計画の見直し、町民や職員への防災意識の啓発、万が一災害の発生が予想されるときは、避難勧告などの避難情報発令や自衛隊への派遣要請などの補助業務を担ってもらい、本町防災力の充実強化を図ってまいります。

また、「防災行政無線デジタル化整備事業」が今年度で事業完了しますが、一部自治会の「簡易無線」につきましても、平成34年11月までにデジタル化へ移行する必要があります。引続き「地域振興施設整備事業補助金」の交付による自治会負担の軽減を図り、無線化を推奨するとともに、高齢化する自治会の自主防災組織強化のための訓練等も進めてまいります。

現在町では様々な福祉サービスを実施しておりますが、町民の皆様から「どんな福祉サービスがあるか知らない」という声も聞かれます。また、どんな福祉サービスがあるか知らないため、福祉サービスを活用されていない町民の方もいらっしゃるようです。そこで、町で実施している福祉サービスを町の皆様に知っていただき、活用していただくため、行政や社会福祉協議会、シルバー人材センターで行っている福祉関係サービスを簡単にわかりやすく掲載した「南大隅町福祉サービスのしおり」を作成し、町内全戸に配布することとしております。

また、平成28年度に策定した「南大隅町地域福祉計画」に基づき、住民間や地域での「助け合い」、「支えあい」、すなわち「互助」、「共助」による地域の福祉活動を行う仕組みをつくり、「福祉のまちづくり」を進めていくこととしています。

このため、地域にある福祉課題、生活課題を地域住民が主体的に把握し、活動していく福祉の自治組織である「地区社協」の設立を目指し、地域住民を主体に社会福祉協議会と協力して進めていきます。

児童福祉施策につきましては、「子育て支援特別手当」や「子ども医療費の自己負担額助成」、「保育料の軽減」充実を図るほか、「放課後児童健全育成事業」、「延長保育、病後児保育、休日保育」などの実施により、引続き「子育て支援日本一」の施策を

推進していきます。

また、障害者の福祉につきましては、今年度は次期（平成30年度から32年度までの第5期）障害福祉計画を策定する年となっております。次期障害福祉計画の策定にあたりましては、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、相談支援体制の充実・強化を図り、障害者が必要とする障害福祉サービスの支援を受けながら、障害者の自立と社会参加が図られるよう検討し、推進してまいります。

高齢者福祉・介護保険事業につきましても、本年度が「南大隅町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の見直しの年となっておりますことから、高齢者がいつまでも元気でいきいきとした生活を地域でおくることができるための計画を作成するとともに、これまでの介護保険事業の実績を検証し、今後の介護給付費の見込みを考慮した上で、次期介護保険料の設定を行ってまいります。

先月、多世代・多機能型の支援拠点施設である「来やん家」が来場者1万人突破するなど、根占地区においては多世代交流の拠点施設の運営体制が充実して地域の方に利用され、好評を得ております。今後は佐多地区においても介護予防や多世代交流の拠点施設についての整備と運営体制を検討していくこととしております。

高齢者がいつまでも元気でいきいきとした生活を地域でおくするためには、できるだけ要介護状態にならないよう、また要介護状態になるのを遅らせるよう、介護予防に力を入れていかなければなりません。

そこで、「できる限り介護が必要とならない健康づくり」「もし介護が必要となっても、それ以上進行させない」との目標に向かって、住み慣れた地域で、それぞれの生きがい・役割をもって生活できるよう、「居場所」と「出番づくり」を創出し、これまでの運動教室等に加え、平成28年度から取り組んでいる「転ばん体操」の普及に努め、一人ひとりが主役、高齢者も地域も元気な町を目指して健康なうちから介護予防に取り組む事業を展開してまいります。

さらに、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく生活できる地域づくりを目指し、医療・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケア体制の構築や肝属郡医師会病院との連携をより充実させ、「在宅医療連携推進事業」や「認知症初期集中支援事業」の拡充に努めるほか、介護者への支援も充実したものとなるよう取り組んでまいります。

健康増進につきましては、日常生活の中でできるだけ体を動かすことが重要な、気軽にできる健康づくりとして、従来から勧めております「ウォーキング」に加え運動教室も勧めてまいります。

また、健康づくりへの取り組みとしまして、自分の健康は自分で守るという意識が必要です。疾病の予防や早期発見のために各種検診の受診などを通じて多くの町民が生活習慣の改善に取り組み、効果的な健康管理ができるよう推進してまいります。

特定検診につきましては、平成27年度では受診率が59.7%で、平成26年度比2.9%の伸びを達成しております。目標の65%の受診率を目指し一層の受診勧奨と健診意義の周知に努め、重症化予防のために保健指導の充実を図り、医療費の適正化に努めてまいります。

高齢者医療制度につきましては、広域連合や各関係機関との連携により制度の持続性を高めるため、世代間等の負担の公平を図り、円滑な運営に努めているところであります。また、高齢者の皆様が安心して生活を営むことができるよう、広域連合との連携を密にし、引続き円滑な運営と元気で活力を維持できるよう健康増進事業に努めてまいります。

環境衛生につきましては、生ごみ収集車の老朽化に伴い、塵芥処理車を購入することで修繕費・燃費の節約や収集運搬作業の効率化が図られます。

平成30年には、佐多岬・雄川の滝の再整備やNHK大河ドラマ「西郷どん」が放送されることから、多くの観光客が見込まれます。おもてなしの観点から、ふるさと環境美化条例制定の看板やごみのポイ捨て禁止の看板の設置を行い、環境美化に努めてまいります。

また、一昨年度から、まち・ひと・しごと創生総合戦略の一環として、空き家バンクに登録することを条件に、空き家の家財道具等の搬出に係る費用の一部を町が助成することで所有者の負担軽減により、空き家の有効活用が図られております。引続き制度の推進を図ってまいります。

地域医療の確保と医療体制についてであります。昨年4月から郡診療所での整形外科診療を佐多診療所に一本化し、毎週金曜日の整形外科診療に加え、新たに第1と第3水曜日に整形外科診療の拡充が恒心会おぐら病院の支援で図られたところです。更に、郡・大泊・辺塚診療所の連携を図り情報を共有しながら、リハビリ室を活用し高齢者の運動機能向上に努めてまいります。

これらの事業の推進により、住み慣れた地域で子供から高齢者までの町民の皆様が、いつまでも安心して暮らせる環境づくりが構築できるものと考えております。

教育行政につきましては、総合教育会議で決定された「南大隅町教育行政の大綱」に基づき、「ふるさとを大切にし、誇りの持てる教育・文化のまちづくり」を基本目標に、未来を担う子どもたちが、豊かな心とたくましい身体を持ち、自ら考え行動する「生きる力」を備え、「ふるさとを愛し、誇りにする子ども」となるための良好な環境づくりを推進します。また、郷土の自然や伝統文化・歴史を本町の大切な財産として位置付け、これを保存・継承するとともに、地域や社会の活性化に役立てる方策を検討していきます。

平成29年度の学校数及び学級数は、小学校2校17学級、中学校2校9学級、幼稚園1園3学級で、児童数314人、生徒数146人、園児数14人の計474人であります。

学校教育関係では、子どもたちの土曜日における豊かな教育環境の充実を図るため実施しました「土曜授業」を、今年度も継続します。引続き、保護者や地域住民・関係団体との連携を深め、学校応援団の活用など社会全体での教育力向上に努めてまいります。

一人ひとりの個性に応じて、児童生徒の能力を最大限伸ばしていくための教育環境や、教育体制の充実を図ることで「生きる力」を育む教育に努めてまいります。

平成29年度は、児童生徒の学力向上のため、新たに電子黒板を導入し、また老朽化し保守期間が終了するパソコン機器の更新を行い、ICT環境の整備を図り、よりきめ細やかな指導や支援に努めてまいります。また、学習支援員の配置を継続し、すべての児童生徒に個々に応じた支援をしてまいります。そして、次期学習指導要領の改訂に向け、主体的・対話的な深い学びを展開してまいります。

教職員研修の充実や漢字・英語検定の助成を引続き行い、学力向上にも取組みながら、通学路環境整備やスクールバスの安全運行、校内整備・備品等の計画的な改善と整備に努め、更に、児童生徒の心の支えとなるスクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーの活用で、安全・安心な学校生活を送ることができるよう信頼性の高い環境づくりを進めます。

本町の人口流出対策として南大隅町単独の奨学資金の導入を考えております。

南大隅町で育った子どもたちが更なる成長のために、高校・大学・専門学校等に進学し、卒業後には生まれ育った故郷で暮らすことを条件とし、ふるさとの未来のために活

躍できる貴重な人材を町内に確保できる制度を作ってまいります。

閉校跡地の利活用に関しましては、検討委員会で地域振興の拠点施設への可能性を探りたいと考えています。

保健、福祉、観光等々それぞれの地域に適した活用策をあらゆる角度から検証を重ね地域目線で地域からの発信による施設整備を推進してまいります。

社会教育では、教育環境の充実と子育て支援の一環として、義務教育就学前にセカンドブック支援事業を創設しました。就学前から本に親しむ機会を設け、小学校入学後の子どもの自発的な読書習慣により読書力の涵養を図り、併せて子育て世代の教育費の負担軽減を目指してまいります。

また、子ども芸術支援事業補助金を交付し、生の芸術・お芝居の舞台や人形劇等を鑑賞する機会を構築することで、個々の文化的資質向上と子育て世代の負担軽減を図ることを目的とし事業の推進に努めてまいります。

また、平成30年には、明治維新150周年ならびにNHK大河ドラマ「西郷どん」の放映が始まります。

本町にもその時代に関係する偉人がおりますので、資料等を展示し、歴史ガイドの育成研修により児童・生徒への歴史教育の充実や広く町民にも周知し本町の歴史や伝統の普及を図るとともに、観光客誘致の起爆剤となるように活用する考えであります。

スポーツ振興では、平成32年国体開催に向け準備室を設置する予定で、関係機関との連携を図りながら準備にあたり、施設面では自転車競技場のトラックの全面改修と女子競技開催に向けて、施設の増設等を鹿児島県体育協会と協力しながら実施してまいります。

「自転車の町南大隅」をPRする絶好の機会であると認識し、関係機関と連携を図りながら整備を進めていきたいと考えております。

また、みなと公園周辺に多目的健康広場を整備する予定です。

この広場は町民の健康増進はもとより、イベントや文化事業の開催など、広く交流の場として機能を持った施設にする考えであります。

以上、平成29年6月3期目の就任にあたり、今議会に、一般会計補正予算として、農林水産業費に5千9百86万3千円、土木費に6億1千5百23万1千円、教育費に1億9百22万4千円など、合計8億6千7百14万2千円の追加計上をお願い申し上げ、私の所信表明と併せまして、町政運営の追加施策のご説明とさせていただきます。

なお引き続き、各議案提案理由の説明をいたします。

議長（大村明雄君）

休憩します。

12 : 00
～
13 : 00

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長（森田俊彦君）

引続き、議案第9号から12号まで、一括して、提案理由の説明を申し上げます。

議案第9号は、平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億6千7百14万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億7百17万1千円とするものでございます。

今回の補正は、平成29年度骨格予算調製後の新規事務事業等について追加を行ったものでございます。

「第1表 歳入歳出予算補正」では、歳出予算に「元気みなぎる町民補助金事業」、「塵芥処理車購入事業」、「おおすみまると観光案内板整備事業」、「多目的健康広場整備事業」等の計上及び人事異動等による人件費の調整を行い、歳入予算では、所要の財源として、国・県支出金、基金繰入金、町債等を計上したものであります。

また、「第2表 地方債補正」において、限度額の追加及び変更を行っております。

次に、議案第10号は、平成29年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1百80万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8千8百29万9千円とするものであります。

今回の主な補正は、電算システムの改修に伴う委託料等の計上を行い、歳入予算では所要の財源として国庫支出金、繰入金を計上したものであります。

次に、議案第11号は、平成29年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2百18万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2千5百14万8千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算に患者送迎等の経費を計上し、歳入予算では、所要の財源として使用料及び手数料、繰入金を計上したものであります。

次に、議案第12号は、平成29年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千6百70万8千円とするものであります。

今回の主な補正は、包括システム維持改修負担金の計上を行い、歳入予算では所要の財源として繰入金を計上したものであります。

詳細は、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

総務課長（相羽康徳君）

それでは、議案第9号 一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

まず、1ページでございます。

議案第9号 平成29年度 南大隅町一般会計補正予算（第2号）

平成29年度 南大隅町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億6千7百14万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億7百17万1千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加、変更は、「第2表 地方債補正」による。

5ページをお願いします。

第2表 地方債補正であります。

まず、追加4件でございますが、港湾整備事業限度額1千1百80万円、漁港建設事業限度額2千5百70万円、農業振興事業限度額1千1百10万円、林業振興事業限度額5百80万円の追加でございます。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

次に変更でございますが、合併特例事業2億8千6百30万円に、道路橋梁整備事業5億9千60万円に、住宅建設事業5千3百30万円に変更し、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じでございます。

以上、よろしくご審議ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

町民保健課長（田中輝政君）

次に、議案第10号の南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

1ページでございます。

議案第10号 平成29年度 南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度 南大隅町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1百80万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8千8百29万9千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

主なものについて説明をいたします。

3款 国庫支出金、5目 国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金1百44万6千円。電算システムの改修委託に係るものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款 総務費、1目 一般管理費1百47万5千円。電算システムの改修委託料等に係るものでございます。

以上、ご審議、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

支所長（山野良慈君）

それでは、議案第11号 診療所事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

1ページでございます。

議案第11号 平成29年度 南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度 南大隅町の診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2百18万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2千5百14万8千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、よろしくご審議、ご決定くださるようお願いいたします。

介護福祉課長（山本圭一君）

それでは、議案第12号 平成29年度 南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

まず、1ページでございます。

議案第12号 平成29年度 南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

平成29年度南大隅町の介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千6百70万8千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7ページをお開きください。

今回の補正は、平成29年度の介護報酬単価改正等による地域包括支援システムの改修に伴う負担金8万円を追加するものでございます。

6ページの歳入につきましては、所要の財源として一般会計からの繰入金8万円を計上しております。

以上、ご審議、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

▼散 会

議長（大村明雄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

6月21日は、午前10時から本会議を開きます。

6月9日は、総務民生常任委員会及び教育産業常任委員会となっております。

本日はこれで散会します。

散 会 ： 平成29年 6月7日 午後 1時 14分